

2021年度の事業概況

2021年度業績の概況

2021年度(第24期)の当金庫の業績は、次のとおりです。

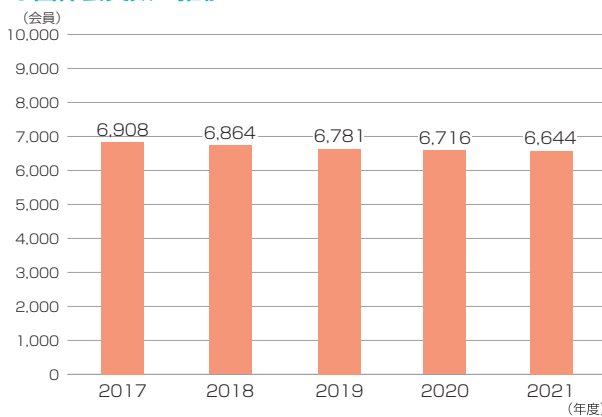
会員および出資金

団体会員数は、労働組合の組織改編・解散、法定脱退等により72会員減少し6,644会員となりました。

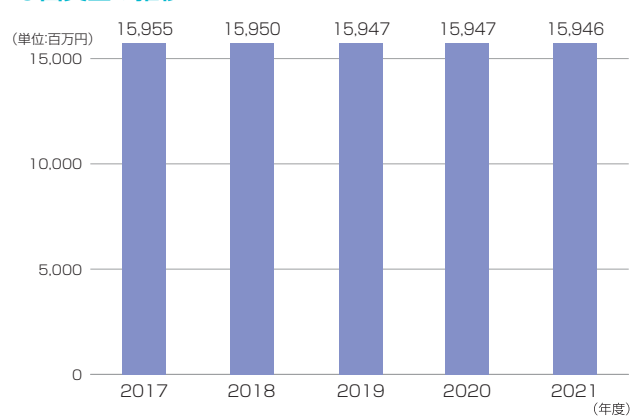
間接構成員数は、3,423人増加し1,584,905人となりました。

出資金は、法定脱退分90万6千円の減少により159億4,647万6千円となりました。

●団体会員数の推移



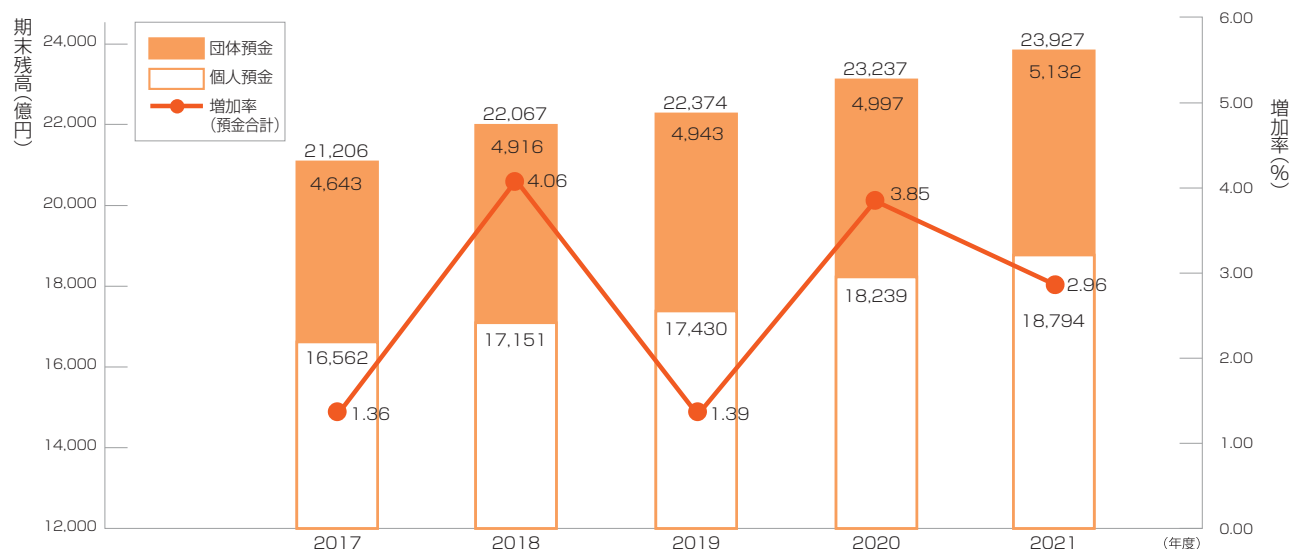
●出資金の推移



預金

預金の期末残高は、2兆3,927億13百万円となりました。99百万円の実績となり、計画を上回りました。残高増加額では、524億57百万円の計画に対し689億

●預金の期末残高・増加率の推移

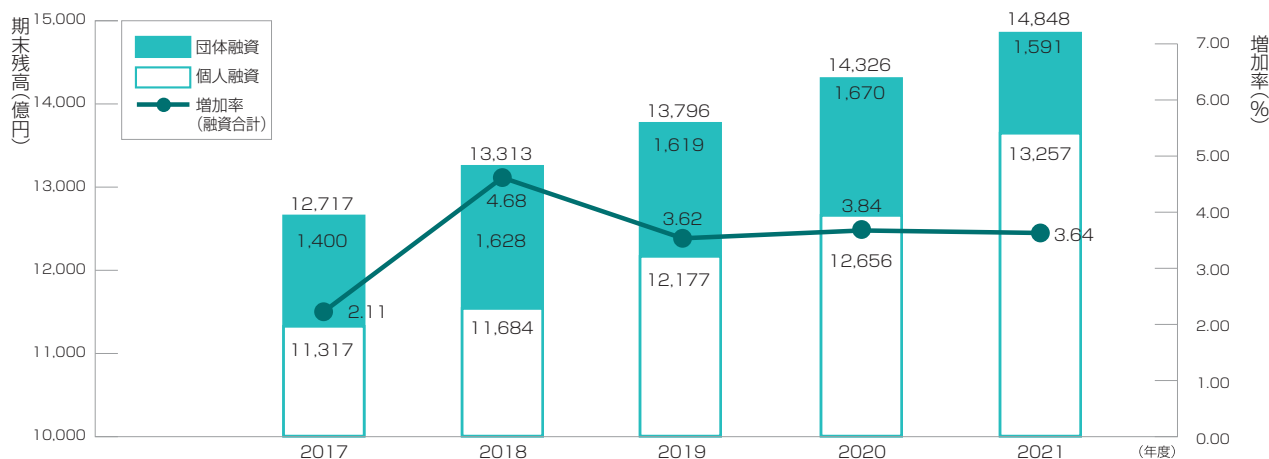


融 資

融資の期末残高は、1兆4,848億67百万円となりました。

残高増加額では、646億13百万円の計画に対し522億23百万円の実績となり、計画を下回りました。

●融資の期末残高・増加率の推移



損 益

業務粗利益は、利回りの低下による貸出金利息の減少、資金運用関連損益の減少等から、前期比5億81百万円減少し、201億60百万円となりました。

業務純益は、経費の減少の影響はあったものの、前期比67百万円減少し、32億31百万円となりました。

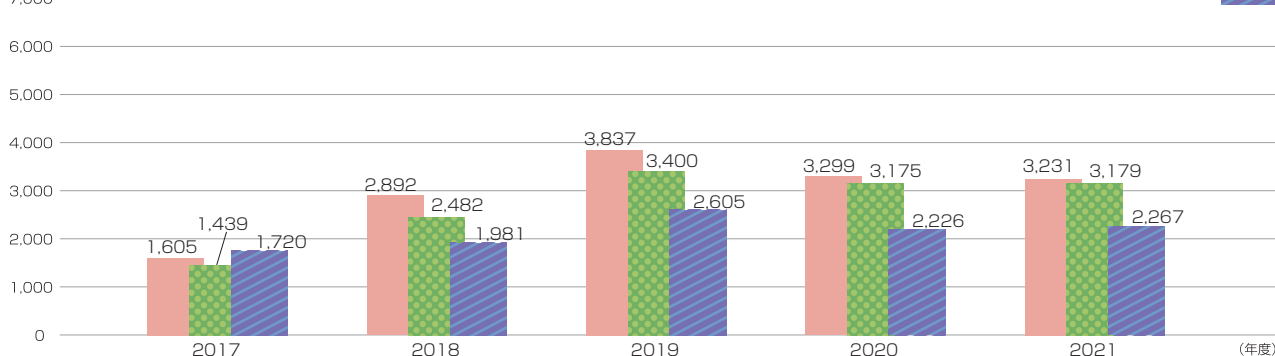
経常利益は、前期比ほぼ変わらず、31億79百万円となり

ました。なお、特別損失には固定資産の減損損失を1億10百万円計上しました。

当期純利益は、前期比40百万円増加し、22億67百万円となりました。事業計画(18億6百万円)に対しては4億61百万円上回りました。

●損益の推移

(単位:百万円)



健全性・安全性

自己資本比率(単体)

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率(8%)が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率(4%)が適用されます。

当金庫の2022年3月末の自己資本比率は、10.61%となりました。国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

(単位：百万円)

項目		2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末
A	自己資本の額	124,647	126,294	127,385
B	リスク・アセット	1,080,671	1,139,093	1,199,703
	自己資本比率(A÷B)	11.53%	11.08%	10.61%

●リスク・アセット

貸借対照表に記載された資産に、一定のリスク・ウェイトを乗じて算出した額です。なお、貸借対照表に記載されない一部の取引等もリスク・アセット算定の対象となります。

格付けの状況

当金庫の発行体格付けは「A-」です

日本国内における主要な格付会社である「(株)格付投資情報センター(R&I)」は、2022年3月29日付で『近畿労働金庫の発行体格付けは「A-」(維持)、格付けの方向性は安定的』と公表しました。

発行体格付「A」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある」ことを意味します。「A-」は、21段階ある評価の上から7番目に当たります。

日頃の会員・利用者の皆さまのご協力に感謝しつつ、皆さまから信頼され、安心して選択していただける「福祉金融機関」として、一層のサービスの向上と強固な経営基盤づくりに努めてまいります。

※金融機関の格付けは、預金の元本や利息が約定どおり支払われるかどうか、その確実性、安全性の程度を、利害関係のない格付機関が評価し公表しています。この格付けは、お客さまが金融機関を選択するうえでの重要な判断材料のひとつとなります。

債権管理の状況

- 労働金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権・危険債権・要管理債権(三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)・合計額・正常債権・総与信残高)

2022年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2020年度末	2021年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権 合計(A)	5,895	5,324
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,316	1,443
危険債権	4,442	3,796
要管理債権	137	85
三月以上延滞債権	137	85
貸出条件緩和債権	0	0
保全額(B)	5,889	5,319
担保・保証等による回収見込み額	5,768	5,207
貸倒引当金	121	112
保全率(B)/(A)(%)	99.90	99.91
正常債権(C)	1,427,951	1,480,650
総与信残高(D)=(A)+(C)	1,433,845	1,485,973
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)(%)	0.41	0.35

(注)金額は決算後(償却後)の計数です。単位未満を四捨五入しています。



■「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことで、

■「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

■「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

■「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

■「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

■「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

■「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

■「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますので参照ください。